

福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所研究活動  
における不正行為の防止および対応に関する取扱規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立病院陽子線がん治療センター陽子線治療研究所(以下「研究所」という。)における研究活動における不正行為の防止および不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)

① 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等の研究成果における以下の行為

ア 捏造 存在しないデータまたは研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

② ①以外の研究活動における不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい以下の行為

ア 二重投稿他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

イ 不適切なオーサーシップ実際に研究に貢献のなかった者を論文著者として記載することや論文著者としての資格がある者を公表しないこと。

ウ その他研究活動における不正

(2) 研究者等

研究所に雇用されて研究活動に従事している者および研究所の施設や設備を利用して研究に携わる者

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 院長は、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、研究所全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 院長は、研究所における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとし、陽子線治療研究所長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究所に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

### 第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第6条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、経営管理課に告発・相談窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

(告発の受付体制)

第7条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メールまたは面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、院長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに院長に報告するものとする。

5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、院長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、院長に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、院長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第9条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電話、FAX、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談について準用する。

#### 第4章 関係者の取扱い

##### (秘密保護義務)

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

2 院長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 院長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 院長またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

##### (告発者の保護)

第11条 院長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 研究所に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 院長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

4 院長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

##### (被告発者の保護)

第12条 研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 院長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 院長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の部分的または全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

##### (悪意に基づく告発)

第13条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 院長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 院長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置

の内容等を通知する。

## 第5章 事案の調査

### (予備調査の実施)

第14条 第7条に基づく告発があった場合または院長がその他の理由により予備調査の必要を認め  
た場合は、院長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければな  
らない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、院長が第17条第2項第2号から第5  
号に該当する者のうちから指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する  
上で必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を  
とることができる。

### (予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論  
理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合  
は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調  
査し、判断するものとする。

### (本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30  
日以内に、予備調査結果を院長に報告する。

2 院長は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに本調査を行うか否かを決定する。

3 院長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨  
を通知し、本調査への協力を求める。

4 院長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場  
合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資  
料等を保存するものとする。

5 院長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係  
省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

### (調査委員会の設置)

第17条 院長は、本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 院長

(2) 陽子線治療研究所長

(3) 関連する部門等の長のうち院長が指名する者

(4) 調査対象となる事案の研究分野の院内外の研究者

(5) 院外の有識者

3 調査委員会の委員の過半数は、本院に属さない外部有識者でなければならない。

4 調査委員会の全ての委員は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の告発者および被告発者

と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会の委員長は、院長をもって充てる。

(本調査の通知)

第18条 院長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、院長に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3 院長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発された事案に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。

5 告発者、被告発者およびその他告発された事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第20条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が研究所でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第22条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第23条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第24条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続のつととして行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第19条第5項の定める保障を与えなければならない。

## 第6章 不正行為等の認定

### (認定の手續)

第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して院長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項および第3項に定める認定が終了したときは、直ちに院長に報告しなければならない。

### (認定の方法)

第26条 調査委員会は、被告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

### (調査結果の通知および報告)

第27条 院長は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者および被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 院長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。

3 院長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が研究所以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

### (不服申立て)

第28条 不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内

に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。院長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第17条第2項から第4項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、院長に報告する。報告を受けた院長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、再調査を実施する決定をした場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに院長に報告する。報告を受けた院長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 院長は、被告発者から不服申立てがあったときは、告発者に対して通知する。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに院長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して院長に申し出て、その承認を得るものとする。院長は、当該結果を告発者、被告発者および被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。
- 9 院長は、第2項に基づく不服申立てがあったときは、被告発者に対して通知する。告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。
- 10 調査委員会は、第2項に基づく不服申立てがあったときは、その日から起算して30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに院長に報告するものとする。院長は、当該結果を告発者、被告発者および被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第29条 院長は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本院が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意もしくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 院長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第7章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

第30条 院長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 院長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第31条 院長は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第32条 院長は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を院長に行わなければならない。
- 3 院長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第33条 院長は、不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 院長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第34条 院長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合は、当該不正行為に関与した者に対して、法令その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 院長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分



の内容等を通知する。

(是正措置等)

第35条 調査委員会は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、院長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 院長は、前項の勧告に基づき、陽子線治療研究所長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本院全体における是正措置等をとるものとする。

3 院長は、前項の是正措置等の内容を該当する資金配分機関および関係省庁に対して報告するものとする。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。